

山武郡市消防本部からのお願い！

令和3年1月から管内において、野外焼却から標識、車両、建物等に燃え広がる火災が多く発生しています。

野外焼却行為は廃棄物処理法等により原則禁止されていますが、法令上やむを得ず禁止の例外として行う畔道・稲わら等の焼却の際は、以下の点に十分注意してください。

1 野外焼却を始める前の注意点

- ◆乾燥注意報等が出ているとき、風の強いときはやめる
- ◆水バケツ、消火器など消火の準備をする

2 野外焼却をしているときの注意点

- ◆気象の変化に十分注意し、危険と思われるときは速やかに中止する
- ◆刈草等は十分に乾燥させて細かくして焼却する
- ◆火の粉が飛ばないように、少しずつ燃やす
- ◆プラスチック、ビニール類を燃やさない
- ◆火を消すまで、その場を離れない
- ◆衣服への着火や火傷に、注意する
- ◆消火ができない場合は、安全な場所に避難し、速やかに119番通報する

3 野外焼却が終わった後の注意点

- ◆終わったら水等をかけ、必ず消火する
- ◆必ず、火が消えたことを確認する

イメージ写真



イメージ写真



山武郡市広域行政組合消防本部予防課
東金市家徳384番地2
電話 0475-52-8753 (調査係・危険物係)
0475-52-8754 (予防係・査察係)
Fax 0475-55-0131

